

## 気候変動適応中国四国広域協議会分科会の運営について（案）

令和〇年〇月〇日

## 1 構成

- (1) 気候変動適応中国四国広域協議会（以下「広域協議会」という。）分科会（以下「分科会」という。）は、地方公共団体の境界を越えた広域の気候変動適応課題に対し、関係する国の機関や地方公共団体、地域気候変動適応センター、研究機関、テーマに関係する事業者等をもって構成する。なお、分科会構成員の同意により新たに構成員を追加することができる。
- (2) 分科会には、必要に応じ上記以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 分科会の円滑な運営を図るため、幹事を置くことができる。幹事は、分科会に所属する関係地方公共団体間との意見調整等を行う。

## 2 活動内容

分科会においては次に掲げる事項について活動する。

- (1) ブロックの共通課題について情報共有・議論
- (2) テーマに沿った情報収集・将来予測等の調査計画の策定
- (3) 情報収集及び影響予測
- (4) 関係者の連携による適応策の立案

## 3 会議の公開

分科会については、原則として非公開とする。

## 4 事務局

分科会の事務は、中国四国地方環境事務所環境対策課において処理する。

## 5 その他

上記に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会が決定する。